



進路だより

浜松視覚特別支援学校進路指導課

令和7年5月16日(金) No.2

★進路講演会「心の眼を見交わそう」の報告★

5月2日(金)の授業参観日には、「進路講演会」も実施しました。幼小小学部から高等部まで、多くの保護者の皆様に、御参加いただきました。ありがとうございました。



講演会には、静岡市にある、視覚障害者を対象とした就労継続支援B型事業所「視覚サポートなごみ」の施設長である興津久美子さんを講師としてお招きし、「心の眼を見交わそう」というテーマで、御講演いただきました。

自身も見えにくさをお持ちである興津さんの生い立ちや今日の障害者就労の実際について、お話しをしていただきました。以下に、講演について報告します。

◇見えない・見えにくい生徒の進路選択について◇

興津さんからは、視覚障害者の進路先についてのお話がありました。視覚障害者には、大きく分けて4つの

進路先が考えられます。

1. あはき師（あん摩・鍼・きゅう師）になるために進学
視覚特別支援学校の専攻科に進学します。

2. 大学等への進学

高等教育機関へ進学し、勉強をします。

3. 一般就労

いわゆる企業や会社に就職します。

4. 障害福祉サービスの利用

就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）などのサービスを利用します。

講演の中では、「障害福祉サービス」についても、整理していただきました。

◇就労系障害福祉サービスについて◇

就労系の障害福祉サービスは、3つあります。「就労移行支援」「就労継続支援 A 型」「就労継続支援 B 型」です。

1. 就労移行支援

一般企業への就職を目標に、2年間かけて準備・訓練をします。例えば、「身だしなみ」「言葉遣い」「生活習慣」など、「職業人として当たり前のこと」を身につけ

ていきます。今日では、「ICT のスキル」も習得していきます。

2. 就労継続支援 A 型

雇用契約を結び、多少の支援を受けながら、働きます。一般的に、パンづくり、製菓、農業など、何らかの事業形態や設備を持っている事業所が多いです。契約を結び、給料をもらいます。一日6時間、週5日程度働くのが一般的です。

3. 就労継続支援 B 型

雇用契約を結ばず、必要な支援を受けながら働きます。契約を結ばないので、利用者に合わせた働き方ができます。働き方に合わせて、工賃をもらいます。毎日通う人もいれば、週に数日の人、午前中だけの人もあります。利用者それぞれのペースで働くことができるのが、B型事業所の大きな魅力です。B型は、一般的に、下請け作業や内職系の仕事が多いです。

続いて、興津さんが運営する「視覚サポートなごみ」についても、御紹介いただきました。

◇就労継続支援 B 型事業所「視覚サポートなごみ」◇

なごみは、平成25年に、興津さんが、株式会社として立ち上げた事業所です。現在は、15人の利用者が

視覚サポーター なごみ

通所しています。定員は20人です。利用者の年齢は、25歳～78歳までと幅広く、本校の卒業生も5人います。主な作業は、タミヤのプラモデルやダイハツ自動車の部品の組み立てや袋詰め、広報誌の重ね折りやしぼり、授産製品づくりなどです。

どの利用者も、視覚に障害を持っています。見えない・見えにくさがある人は、「言葉で伝えること」がとても大切になります。したがって、なごみでは、コミュニケーションを大切にしています。他の作業所とは違い、作業中も、声を出し、おしゃべりをしながら、にこやかに和やかに、作業を進めています。

作業時間は、10時から15時です。通所は、自力通所が基本となります。利用者の多くは静岡駅から点字ブロックを手掛かりにして、徒歩で通っています。一人で通所することは、大きな自信にもつながります。

講演の結びには、なごみの基本理念である「心の眼を見交わそう」についても、お話ししていただきました。



◇なごみが大切にしている「心の眼を見交わそう」◇

なごみでは、「心の眼を見交わそう」を運営の基本理念に掲げています。見えにくさがあり、目と目で見つめ合うことは難しいので、心の眼で見つめ合うことを強調し、「通じ合う心」「寄り添い合う心」「通い合う心」を大切にしています。作業中も、心の眼を見交わしたコミュニケーションを大切に、職場の和やかな雰囲気や働きやすい環境づくりに注力しています。

興津さん、素敵な講演をありがとうございました。

★しんろ・インフォメーション②★

興津さんの講演でも、話題に挙がりました「就労選択支援」について、少し紹介します。

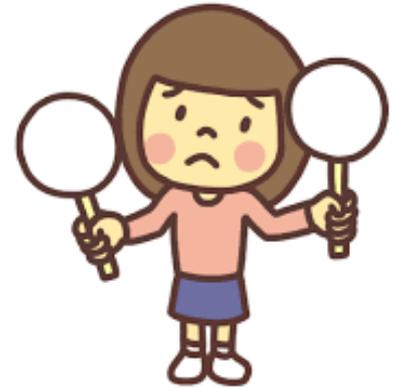
「就労選択支援」とは？

就労選択支援とは、障害のある人が、本人の希望や適性・能力に合った就職先や就労支援サービスを選ぶようにサポートする障害福祉サービスです。障害者総合支援法に基づいて定められた制度です。

就労選択支援は、今年10月から開始されます。就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）、障害者就業・生活支援センターなどにおいて、就労選択支援員が実施します。興津さんがお話しされた

ように、特別支援学校高等部に在籍する生徒の多くが対象となります。支援員が生徒の「アセスメント」を行い、生徒の特性やニーズを把握します。それをもとに、支援員は、生徒の就職や障害福祉サービスに関する情報提供を行っていきます。

今年度より、本校普通科の生徒も対象となります。自己理解を深め、自身に合った就労選択の機会となることを大いに期待しています。



(文責:進路指導課 吉田)